

福島県地域防災計画の修正の報告について

- 平成29年2月10日開催の福島県防災会議において福島県地域防災計画の修正を決定。
修正内容は以下の新旧対照表とおり。（火山災害対策の該当部分を抜粋）

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）

章-節	修正前	修正理由	修正後
5-1	<p>第5章 火山災害対策</p> <p>第1節 火山災害対策の概要</p> <p>第1 火山災害対策について</p> <p>2 本県の火山の概況</p> <p>本県には、…(中略)50火山が選定されている(2014年11月選定)。気象庁は、これらの火山について噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するために常時観測体制を整備し、火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。福島県の火山では、吾妻山、安達太良山、磐梯山、那須岳について、仙台管区気象台地域火山監視・警報センター及び気象庁地震火山部火山監視・警報センターで火山活動を<u>24時間体制で常時観測・監視</u>している。</p> <p>本県の五活火山、及び隣接する那須岳の特徴は以下のとおり。</p> <p>(1) 吾妻山</p> <p>玄武岩…(中略)新しい火砕丘・火口がある。有史以降の噴火は北側火口列の一切経山の<u>爆発</u>で、その南～東斜面には噴気地帯が広く分布している。</p> <p>(2) 安達太良山</p> <p>玄武岩…(中略)限られる。1900(明治33)年の<u>大爆発</u>では、沼ノ平火口にあった硫黄精錬所が吹き飛ばされ、死者72名を出した。噴気地帯や硫気地帯が多く存在する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 燧ヶ岳</p> <p>安山岩の成層火山。ミノブチ岳…(中略)発見された。調査により約500年前の水蒸気噴火によるものとわかり、活火山に<u>追加</u>された。尾瀬ヶ原、尾瀬沼は有史前の火山活動によって形成された。東北地方の最高峰である。</p>	修辭上の修正	<p>第5章 火山災害対策</p> <p>第1節 火山災害対策の概要</p> <p>第1 火山災害対策について</p> <p>2 本県の火山の概況</p> <p>本県には、…(中略)50火山が選定されている(2014年11月選定)。気象庁は、これらの火山について噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するために常時観測体制を整備し、火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。福島県の火山では、吾妻山、安達太良山、磐梯山、那須岳について、仙台管区気象台地域火山監視・警報センター及び気象庁地震火山部火山監視・警報センターで<u>常時観測・監視</u>している。</p> <p>本県の五活火山、及び隣接する那須岳の特徴は以下のとおり。</p> <p>(1) 吾妻山</p> <p>玄武岩…(中略)新しい火砕丘・火口がある。有史以降の噴火は北側火口列の一切経山の<u>水蒸気噴火又はマグマ噴火</u>で、その南～東斜面には噴気地帯が広く分布している。</p> <p>(2) 安達太良山</p> <p>玄武岩…(中略)限られる。1900(明治33)年の<u>水蒸気噴火</u>では、沼ノ平火口にあった硫黄精錬所が吹き飛ばされ、死者72名を出した。噴気地帯や硫気地帯が多く存在する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 燧ヶ岳</p> <p>安山岩の成層火山。ミノブチ岳…(中略)発見された。調査により約500年前の水蒸気噴火によるものとわかり、活火山に<u>指定</u>された。尾瀬ヶ原、尾瀬沼は有史前の火山活動によって形成された。東北地方の最高峰である。</p>

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）

章-節

修正前

修正理由

修正後

5-2	<p>第2節 火山災害予防対策 第1 本県の火山防災協議会 6 情報の共有等 吾妻山情報連絡系統図</p> <p style="font-size: small;">※ 関係機関が双方向から情報伝達を行うことにより、関係機関内で情報共有し、災害対応等を行うものとする。 ※ 県及び市町村は、関連する観光団体、観光施設等と情報共有を図るとともに、山岳会等の団体に対して速やかに情報提供するものとする。 ※ 災害時には、関係機関が連携して対応する。</p>	伝達機関の追加	<p>第2節 火山災害予防対策 第1 本県の火山防災協議会 6 情報の共有等 吾妻山情報連絡系統図</p> <p style="font-size: small;">※ 関係機関が双方向から情報伝達を行うことにより、関係機関内で情報共有し、災害対応等を行うものとする。 ※ 県及び市町村は、関連する観光団体、観光施設等と情報共有を図るとともに、山岳会等の団体に対して速やかに情報提供するものとする。 ※ 災害時には、関係機関が連携して対応する。</p>
-----	--	---------	--

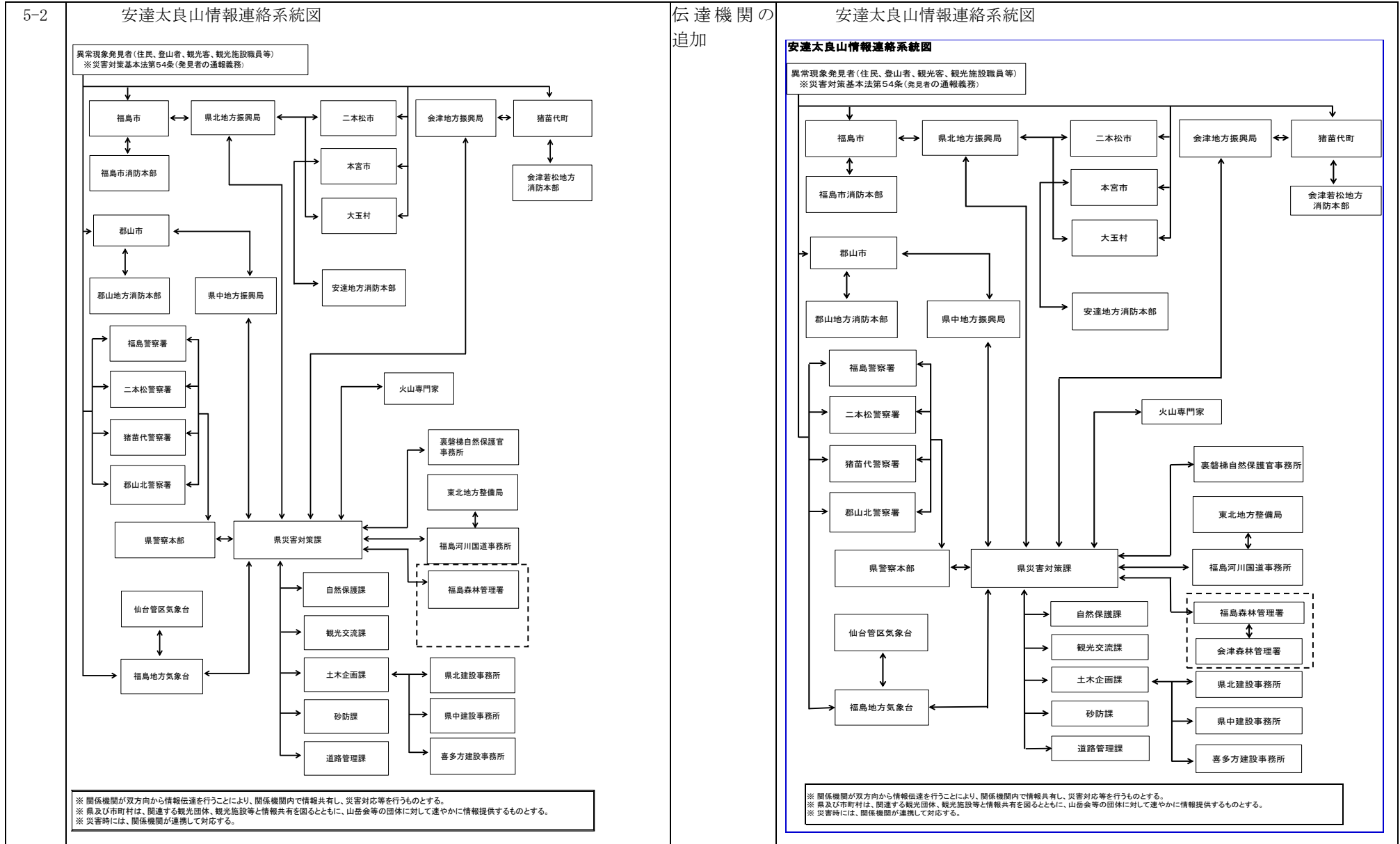
福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）

章-節

修正前

修正理由

修正後



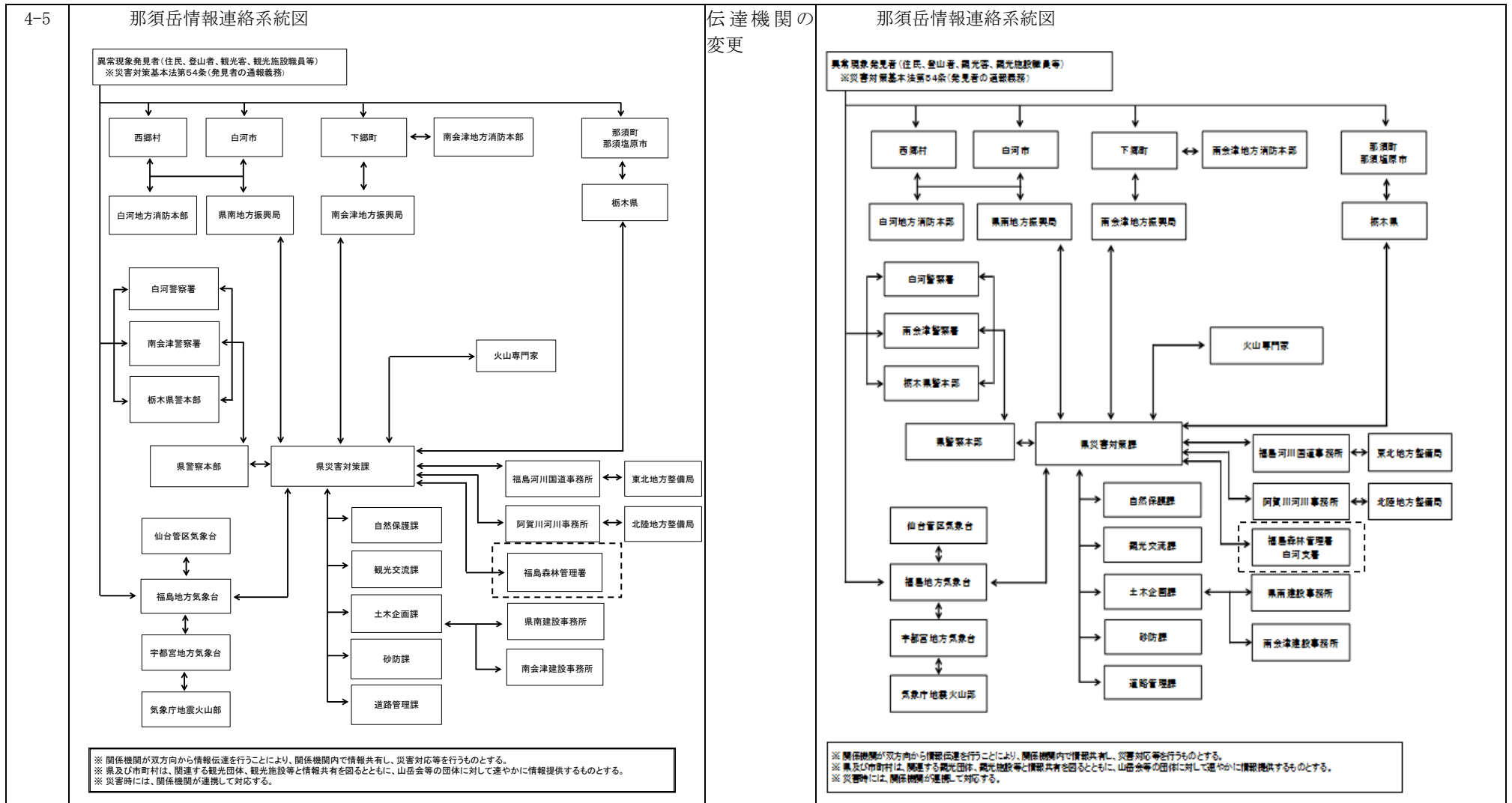
福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）

章-節

修正前

修正理由

修正後



福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）

章-節

修正前

修正理由

修正後

<p>5-3</p>	<p>第3節 火山災害応急対策 第2 噴火警報等の伝達 1 噴火警報等の種類 (1)～(5) (略) (6) その他の情報等 ア～ウ (略) エ 週間火山概況 過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、<u> </u>毎週金曜日に発表する。 オ 月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、<u> </u>毎月上旬に発表する。 カ 噴火に関する火山観測報 主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や<u>噴火</u>の高さ等の情報を発表する。 2 (略) 3 伝達系統</p>	<p>修辞上の修正</p>	<p>第3節 火山災害応急対策 第2 噴火警報等の伝達 1 噴火警報等の種類 (1)～(5) (略) (6) その他の情報等 ア～ウ (略) エ 週間火山概況 過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、<u>原則</u>として毎週金曜日に発表する。 オ 月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、<u>原則</u>として毎月上旬に発表する。 カ 噴火に関する火山観測報 主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や<u>噴煙</u>の高さ等の情報を発表する。 2 (略) 3 伝達系統</p>
------------	--	---------------	--

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）

章-節

修正前

修正理由

修正後

噴火警報等の伝達機関								伝達機関の追加	噴火警報等の伝達機関							
伝達官署・火山	伝達先	火山名							伝達官署・火山	伝達先	火山名					
		吾妻山	安達太良山	磐梯山	燧ヶ岳	沼沢	那須岳				吾妻山	安達太良山	磐梯山	燧ヶ岳	沼沢	那須岳
福島地方気象台	福島県（危機管理総室）	○	○	○	○	○	○	伝達機関の追加	福島県（危機管理総室）	○	○	○	○	○	○	
	福島県警察本部	○	○	○	○	○	○		福島県警察本部	○	○	○	○	○	○	
	福島海上保安部	○	○	○	○	○	○		福島海上保安部	○	○	○	○	○	○	
	福島森林管理署	○	○	-	-	-	-		福島森林管理署	○	○	-	-	-	-	
	(新設)								福島森林管理署白河支署	-	-	-	-	-	○	
	会津森林管理署	○	○	○	-	○	-		会津森林管理署	○	○	○	-	○	-	
	会津森林管理署南会津支署	-	-	-	○	-	-		会津森林管理署南会津支署	-	-	-	○	-	-	
	東北地方整備局福島河川国道事務所	○	○	○	○	○	○		東北地方整備局福島河川国道事務所	○	○	○	○	○	○	
	北陸地方整備局阿賀川河川事務所	○	○	○	○	○	○		北陸地方整備局阿賀川河川事務所	○	○	○	○	○	○	
	裏磐梯自然保護官事務所	○	○	○	-	-	-		裏磐梯自然保護官事務所	○	○	○	-	-	-	
	檜枝岐自然保護官事務所	-	-	-	○	-	-		檜枝岐自然保護官事務所	-	-	-	○	-	-	
	那須自然保護官事務所	-	-	-	-	-	○		那須自然保護官事務所	-	-	-	-	-	○	
	東北運輸局福島運輸支局	○	○	○	○	○	○		東北運輸局福島運輸支局	○	○	○	○	○	○	
	(新設)								国土地理院東北地方測量部	○	○	○	○	○	-	
	陸上自衛隊第44普通科連隊	○	○	-	-	-	-		陸上自衛隊第44普通科連隊	○	○	-	-	-	-	
	陸上自衛隊第6特科連隊	-	-	○	○	○	○		陸上自衛隊第6特科連隊	-	-	○	○	○	○	
	新聞・ラジオ・テレビ報道機関	○	○	○	○	○	○		新聞・ラジオ・テレビ報道機関	○	○	○	○	○	○	
	鉄道気象連絡会福島地方部会	○	○	○	○	○	○		鉄道気象連絡会福島地方部会	○	○	○	○	○	○	

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）

章節

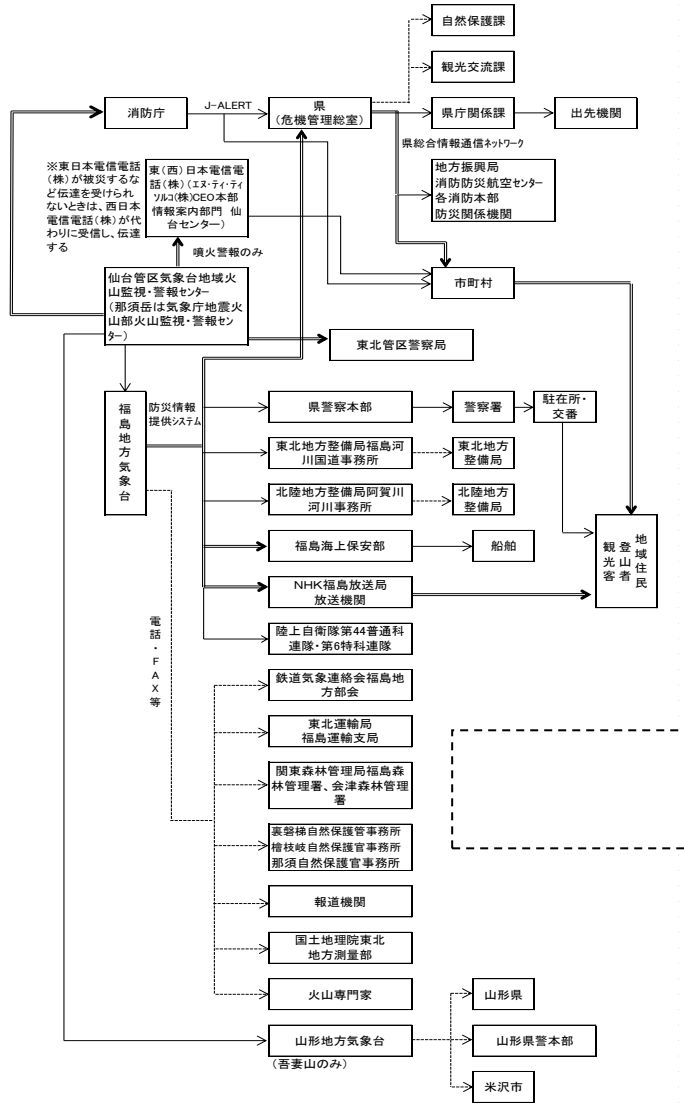
修正前

修正理由

修正後

5-3

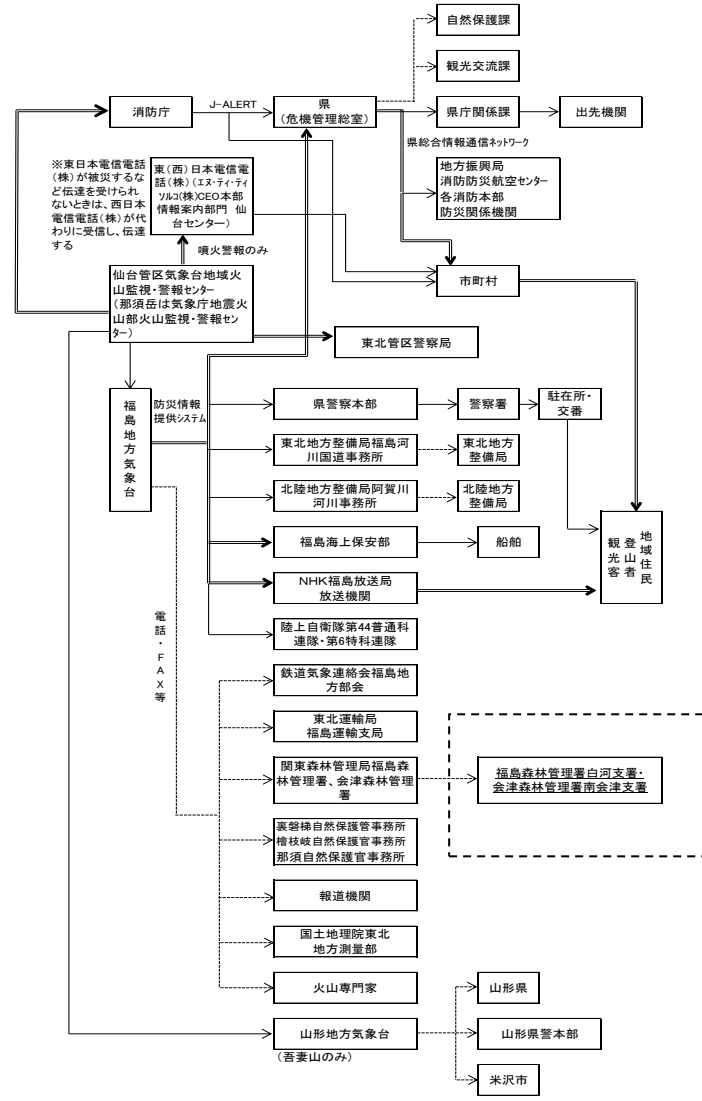
噴火警報等伝達系統図



※二重線は特別警報発表時の伝達義務(放送機関はNHK福島放送局のみ)

伝達機関の追加

噴火警報等伝達系統図



※二重線は特別警報発表時の伝達義務(放送機関はNHK福島放送局のみ)

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）

章-節

修正前

修正理由

修正後

<p>5-3</p>	<p>(1) 県の措置 県（危機管理総室）は、噴火警報_____を受理したときは、関係市町村及びその他の防災関係機関に対して伝達するとともに、予想される災害に対処するため必要に応じ関係機関に応援の要請等を行うものとする。中でも、噴火警報（居住地域）は特に緊急を要するものであり、市町村長その他防災関係機関等に対して迅速かつ的確に通報するものとする。 また、噴火警報の内容_によって規制される範囲へ至る道路および登山道等に対しては、噴火警報の内容等に応じて規制される範囲より手前の場所において進入禁止等の制限の措置をとるものとする。</p> <p>(2) 市町村の措置 市町村は、県（危機管理総室）から噴火警報_____を受理したときは、市町村地域防災計画などの定めるところにより防災関係機関及び住民、登山者、観光客等に対して伝達するとともに、<u>噴火警戒レベル</u>に応じた立入規制など火山災害防止対策上必要な措置を講ずるものとする。 特に、特別警報〔特別警報に位置づけられる噴火警報（居住地域）〕について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車などにより住民等へ周知する。</p> <p>(3) 警察本部の措置 警察本部は、噴火警報_____を受理したときは、関係警察署に通知するとともに、情報の収集その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(4) 報道機関の措置 報道機関は、噴火警報_____を受理したときは、テレビ、ラジオ、新聞等により一般住民等に対して当該情報の周知に努めるものとする。</p> <p>(5) その他の防災関係機関の措置 その他の防災関係機関は、噴火警報_____を受理したときは、他の関係機関と連絡を密にしながら防災体制の整備を図り、必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>活火山法第12条に基づく追加</p>	<p>(1) 県の措置 県（危機管理総室）は、<u>噴火警報、噴火速報、臨時に発表する火山の状況に関する解説情報</u>（以下、「<u>臨時の解説情報</u>」という。）を受理したときは、関係市町村及びその他の防災関係機関に対して伝達するとともに、予想される災害に対処するため必要に応じ関係機関に応援の要請等を行うものとする。中でも、噴火警報（居住地域）は特に緊急を要するものであり、市町村長その他防災関係機関等に対して迅速かつ的確に通報するものとする。 また、噴火警報の内容等によって規制される範囲へ至る道路および登山道等に対しては、噴火警報の内容等に応じて規制される範囲より手前の場所において進入禁止等の制限の措置をとるものとする。</p> <p>(2) 市町村の措置 市町村は、県（危機管理総室）から噴火警報、噴火速報、臨時の解説情報を受理したときは、市町村地域防災計画などの定めるところにより防災関係機関及び住民、登山者、観光客等に対して伝達するとともに、<u>噴火警報の内容等</u>に応じた立入規制など火山災害防止対策上必要な措置を講ずるものとする。 特に、特別警報〔特別警報に位置づけられる噴火警報（居住地域）〕について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車などにより住民等へ周知する。</p> <p>(3) 警察本部の措置 警察本部は、噴火警報、噴火速報、臨時の解説情報を受理したときは、関係警察署に通知するとともに、情報の収集その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(4) 報道機関の措置 報道機関は、噴火警報、噴火速報、臨時の解説情報を受理したときは、テレビ、ラジオ、新聞等により一般住民等に対して当該情報の周知に努めるものとする。</p> <p>(5) その他の防災関係機関の措置 その他の防災関係機関は、噴火警報、噴火速報、臨時の解説情報を受理したときは、他の関係機関と連絡を密にしながら防災体制の整備を図り、必要な措置を講ずるものとする。</p>
------------	---	-----------------------	---

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）

章-節

修正前

修正理由

修正後

<p>5-3</p>	<p>第4 避難対策 1 避難の勧告等 (1) 避難準備 市町村長は、噴火警戒レベル3に相当する噴火警報（火口周辺）が発表され、居住地域の近くまで災害を発生させる現象が及ぶと認めるときは、警戒が必要な居住地域の高齢者、障がい者等の要配慮者に対して避難の準備を呼びかけるものとする。また、噴火警戒レベル4に相当する噴火警報（居住地域）が発表され、居住地域において災害が発生するおそれがあると認めるときは、警戒が必要な居住地域の住民に対して避難の準備を呼びかけるものとする。 (2) 避難勧告、指示 市町村長は、噴火警戒_____レベル3に相当する噴火警報（火口周辺）が発表され、_____居住地域の近くまで災害を発生させる現象が及ぶと認めるときは、事前に_____登山者及び観光客に対して避難を勧告、又は指示し、避難者を誘導するものとする。</p>	<p>修辞上の修正</p>	<p>第4 避難対策 1 避難の勧告等 (1) 避難準備 市町村長は、噴火警戒レベル3に相当する噴火警報（火口周辺）が発表され、居住地域の近くまで災害を発生させる現象が及ぶと認めるときは、<u>必要に応じて居住地域の</u>高齢者、障がい者等の要配慮者に対して避難の準備を呼びかけるものとする。また、噴火警戒レベル4に相当する噴火警報（居住地域）が発表され、居住地域において災害が発生するおそれがあると認めるときは、警戒が必要な居住地域の住民に対して避難の準備を呼びかけるものとする。 (2) 避難勧告、指示 市町村長は、噴火警戒レベル2又はレベル3に相当する噴火警報（火口周辺）が発表され、<u>火口周辺又は居住地域の</u>近くまで災害を発生させる現象が及ぶと認めるときは、事前に<u>警戒範囲内の</u>登山者及び観光客に対して避難を勧告、又は指示し、避難者を誘導するものとする。</p>
------------	--	---------------	--